

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名：愛知県・常滑市

担当者氏名：

連絡先：

- ① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

4月に提案した、モビリティ分野の規制改革の提案をしたものに加え、自動運転の安全性を一層高めることで、利用者の心理的ハードルを下げ、自動運転が当たり前の社会の実現を目指すため、新たな規制改革事項として「自動運転車両の緊急事態の発生時にかける警備会社等の車両を緊急自動車に指定」を提案。

- ② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	分野
自動運転車両の緊急事態の発生時にかける警備会社等の車両を緊急自動車に指定	モビリティ

- ③ 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。
（自由記載）

・関係省庁との議論にあたり、準備を進めておくべきポイントやフォローしておくべき論点などがあれば助言いただきたい。

<送付先・お問い合わせ先>

・内閣府 地方創生推進事務局

・電話 03-5510-2463 ・メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp

あいち・とこなめスーパーシティ構想の実現に向けた提案書

〈目指す未来都市像〉

『グリーン&イノベーション アイランド』

国内最大のモノづくり集積地の強みを生かし
グリーン&デジタル時代の新しいビジネスを創出し続ける
世界をリードする国際観光都市へ

2021年11月11日
国家戦略特区WG

10月15日
再提案

コンセプト

- ・実装できる先端技術をまるごと取り込み、世界No.1の国際観光都市を実現
- ・テクノロジーで、空間・時間マネジメントの新たな形を提案
- ・世界中からイノベーターを集め、最先端を創り続けるショーケース

〈アピールポイント〉

- ☆2050年カーボンニュートラル、アジア諸国とのスマートシティに関するパートナーシップなどの国の政策と方向性を同じくし、さらに世界のスマートシティ・関連企業との連携によって、世界標準を狙える水素エネルギーの活用を始めとしたプロジェクトを構想
- ☆全国でいち早く自動運転の実証実験に着手した愛知県の中でも、最も実験を積み重ねた構想対象地域の最先端技術・サービスの社会実装フィールドとしての高いポテンシャル
- ☆モノづくりを中心とした我が国随一の産業集積を背景に、世界最高レベルのスタートアップ支援拠点「STATION Ai」との連携によって、開発・実証から実用化につながるサイクルを形成
- ☆ビジネスを中心に年間1,300万人の旅客が利用する中部国際空港と、ジブリパーク、アジア競技大会、リニア中央新幹線などの、世界の注目を集めるプロジェクトによる「先端技術のショーケース」としての発信力
- ☆公立学校の公設民営や有料道路コンセッションなどの全国初の規制緩和や、全国から注目されるBTコンセッションによる愛知県新体育館の整備などの大型プロジェクトを実現に導く、愛知県のノウハウと実行力

対象区域

中部国際空港島・周辺地域（愛知県常滑市）

フェーズⅠ（～2025年）

- 中部国際空港島と対岸部のりんくう町に最先端技術・サービスの導入を図り、ビジネスモデルを構築する（早期実装拠点）。

〔現況〕 空港島と対岸部（りんくう町）

人口 87人（2021年3月末時点）

就業者 約10,000人

空港旅客 1,260万人（2019年度）

※2025年の人口フレーム

（中部臨空都市まちづくりガイドライン（2017年））

夜間人口 約2,000人（常住人口・宿泊滞在人口）

就業人口 約17,000人

- 県内他地域の構想との連携により相乗効果を発揮する

フェーズⅡ（2026年以降）

- フェーズⅠで実現したサービスについて、常滑駅周辺等市街地への展開を図る。

フェーズⅢ（2030年頃）

- 市内、県内の課題解決のための展開を図る。

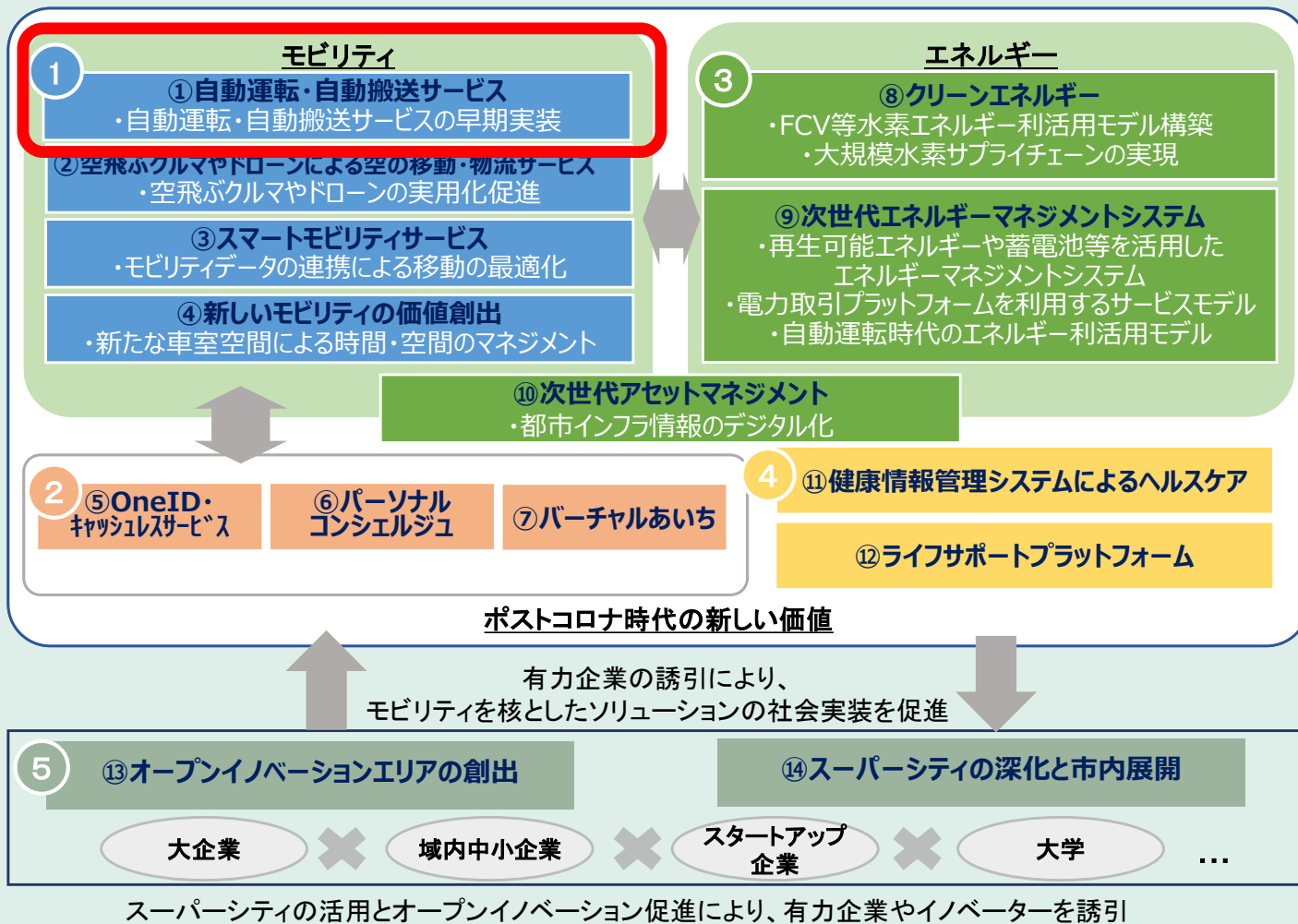


複数分野の先端的サービスの提供

先端的サービス

- ソリューション
- 1 未来を先取りする
移動・物流システム
 - 2 すべての人々に満足を届ける
最先端おもてなしサービス
 - 3 ゼロ・カーボンで世界最高水準の
レジリエンス機能の実現
 - 4 人口減少社会にふさわしい
人に優しい社会の実現
- 仕組み
- 5 世界最先端を創り続ける
イノベーションエコシステムの構築

モビリティ×エネルギー関連産業の実証拠点化を通じ
ポストコロナ時代の新しい価値を生み出すビジネスモデルを構築



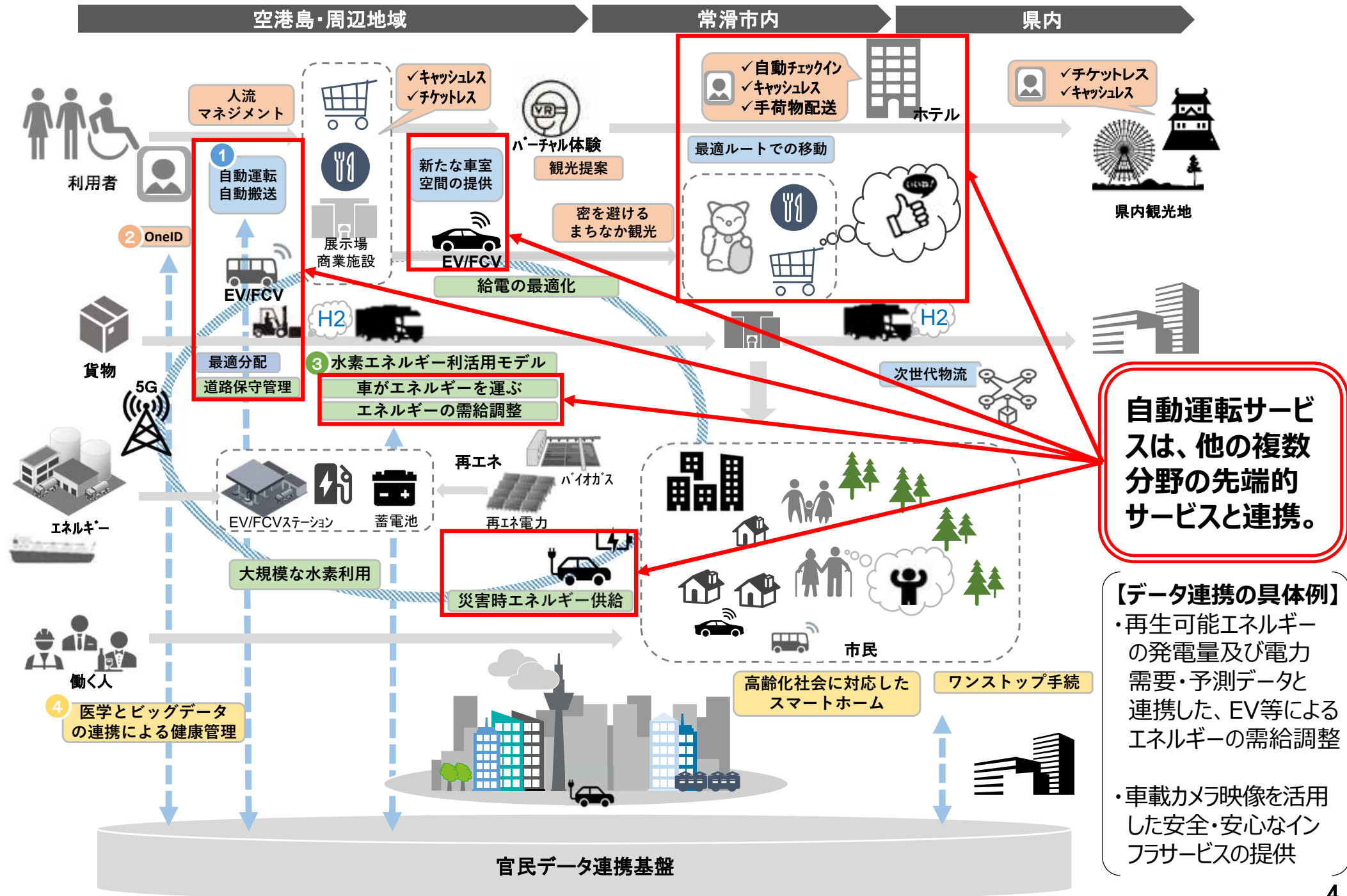
大胆な規制改革の再提案

4月に提案した規制改革に**新たな規制改革提案**（自動運転車両の緊急事態の発生時にかける警備会社等の車両を緊急自動車に指定）を加え、**自動運転の早期実装に係る規制改革提案をブラッシュアップ**

再提案の趣旨

本スーパーシティ構想の核の一つである「自動運転サービス」の取組みに関する利用者の**自動運転車両への心理的ハードルを下げ**、自動運転が当たり前の社会の実現を目指す

先端的サービスの概要





空港島内の公道における巡回バス実証実験
(2020年10月)

① 自動運転・自動搬送サービス

目指す姿

- ・5Gなどの先端技術を活用した、民間事業者が主体となる**自立したビジネスモデル**による自動運転サービスの2023年度からの順次社会実装

強み

- ・愛知県は**世界的な自動車産業の集積地**であり、実証実験の実績がある通信事業者、交通事業者、自動車メーカーからなるコンソーシアムで事業化に向けた検討を進めていることから、規制改革による早期実現が期待できる
- ・全国でいち早く**自動運転の実証実験**に着手した愛知県の中でも、**最も実験を積み重ねたエリア（2017年度から毎年）**

早期実装が可能と考える主なサービス

- 空港の制限区域内における**自動運転サービスの開始**（旅客、地上スタッフ、手荷物配送、貨物輸送など）
- 空港島内の公道におけるターミナル、ホテル群、国際展示場、貨物地区などの**自動運転バスによる巡回**

早期実装に向けて必要となる主な規制改革

4月提案済み

▶ 持続的な交通サービス実現のための運行管理体制の構築に向けた提案

- ・旅客運送車両の遠隔監視における乗務員の第二種運転免許の不要化及び認定事業者による教育プログラム等による代替
- ・複数台を遠隔監視する場合のシステムを活用した常時監視の容認及び非常時のシステムアラート等の活用の容認

▶ 民間主導による採算性を考慮したビジネスモデル構築のための提案

- ・現状では自動運転車両が著しく高額であるため、同一車両の複数用途利用（マルチユース）などにより、車両稼働率を上げなければビジネスとして成立しないことから、営業区域を限定した上で、現行の運行制度の特例（**複数事業者による同一車両の利用の容認、貨客混載営業の実現、乗合バスと貸切バスの区分撤廃、営業区域外の車庫等の設置など**）を実施



▶ 自動運転の安全性を一層高めるための提案

- ・**自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定**

追加提案する新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
1	自動運転車両の緊急事態の発生時における警備会社等の車両を緊急自動車に指定	①自動運転・自動搬送サービス (自動運転車両の緊急事態の発生時における警備会社等の車両についても緊急自動車に指定する。)	自動運転車両の緊急事態の発生時における警備会社等の車両についても緊急自動車に指定することで、自動運転の安全性の一層の向上や利用者の不安の解消が期待され、自動運転の実装が促進される。	緊急自動車に指定される車両は、消防用自動車、警察用自動車等、法令に定められたものに限定される。	道路交通法第39条第1項および同法施行令第13条	自動運転車両において、交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められたときに、かけつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定し、他の緊急自動車と同様の取り扱いを可能とする。	

【規制改革イメージ】 (警備会社の例)

① 緊急事態の発生

【自動運転】



② 警察に通報

【警察】



③ 警察官から現場急行の求め

【警備会社】



④ 自動運転の遠隔監視者から通報

出動指示

【緊急事態発生現場】

⑤ ガードマンが緊急事態発生現場に急行

故障

事故



駆けつけ後の対応例
 ・不動となった車両を道端に手動運転で動かす
 ・交通誘導
 ・乗客の安全確保 等



【ガードマン】

※緊急自動車の主な特例等
 (道路交通法 第39条～41条)
 ・法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない
 ・一般車両は、緊急自動車の進行を妨げないよう進路を譲らなければならない
 ・通行が禁止されている道路の通行 など

かけつけ車両を緊急自動車扱いへと規制改革

<規制改革の必要性>

2020年度の空港島での実証実験(空港等周回ルートを走行)においてアンケートを実施した試乗客の一部からは、緊急時の対応(事故・災害・犯罪発生時等)に不安を感じている旨の回答もあった。本提案は、利用者の不安点である「緊急時の対応」への対策の一つとして有効と考えられる。

【参考】関係法令

道路交通法（抜粋）

第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

道路交通法施行令（抜粋）

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

一 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

一の二 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

一の三 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車（第一号に掲げるものを除く。）

一の四 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当（当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。）のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車

一の五 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車

一の六 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車

一の七 警察用自動車（警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

【参考】関係法令（続き）

道路交通法施行令（抜粋）

二 自衛隊用自動車（自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの

三 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの

四 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連戻し又は被収容者の警備のため使用するもの

五 入国者収容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの

六 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車

七 水防機関が水防のための出動に使用する自動車

八 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車

八の二 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車

九 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの

十 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百八条の二第一項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。）の探査のための出動に使用するもの

十一 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査（交通事故があつた場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。）のための出動に使用するもの

十二 国、都道府県、市町村、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）

2 前項に規定するもののほか、緊急自動車である警察用自動車に誘導されている自動車又は緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車は、それぞれ法第三十九条第一項の政令で定める自動車とする。